

令和4年度介護保険データ分析・保険者支援業務 募集に係る企画提案仕様書

1 趣 旨

2000年の介護保険制度創設以降、高齢化の進行などにより要介護認定者数は増加を続け、それに伴って介護給付費が増大し、高齢者が支払う第1号保険料も上昇を続けている。

今後、2025年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達した後も高齢者人口は増加を続け、2040年には総人口の5人に1人が85歳以上になると見込まれるとともに、一人暮らしや認知症高齢者も増加し、介護や支援を必要とする高齢者は今後も大きく増加すると推計されている。

このような中、平成29年介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、介護保険制度の持続可能性を維持するため、全市町村が保険者機能を発揮して地域の課題を分析した上で、高齢者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送るための取組を行うことが制度化されたところ。

高齢化が一層進行する中で介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者である市町村が介護保険事業計画に基づいて高齢者の自立支援や重度化防止に積極的に取り組むことが必要であり、府内市町村が地域の課題を分析した上で、それらの課題に対する対応策を企画・立案し、効果的な取組と適切な指標を盛り込んだ、質の高い第9期介護保険事業計画を令和5年度中に策定できるよう、技術的支援を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 全市町村が行う地域包括ケア「見える化」システム等による基礎分析に対する助言

- 市町村が行う、認定率や受給率、一人当たり給付月額等の基礎分析に対して随時助言を行うこと。
- 市町村が基礎分析に基づき作成した「地域分析・検討結果記入シート」等の内容を確認し、より効率的な分析・課題抽出の手法や、より効果的な対応策となるよう助言を行うこと。
- 計画策定に係る分析における市町村からの質問や問い合わせに対し、電話やメール等により随時適切な助言を行うこと。

(2) 市町村に対する計画策定・進捗管理支援研修の実施

京都府と連携し、市町村職員を対象とした、計画策定・進捗管理支援研修を実施すること。

- 研修実施回数：4～5回
- 開催方法は、集合研修（開催場所は京都市内）が望ましいが、各種の事情に応じ、オンラインとの併用での開催とするなど、事前に京都府と十分に調整すること。
- 会場の確保、国制度の説明、参加者の募集・受付、アンケートの実施・取りまとめは京都府高齢者支援課が行う。

- 必要に応じてグループワークを組み合わせるなど、受研者の理解が深まるような実施方法を工夫すること。
- 講義だけでなく、地域包括ケア「見える化」システムの操作実習及びデータ分析・課題抽出・施策立案の実習を行うこと。
- 地域包括ケア「見える化」システムの操作研修にあたっては、受講者が1人1台パソコンにて、地域包括ケア「見える化」システム等を操作できるよう、端末環境・通信環境も含めて整えるものとする。
- 研修会の内容については、事前に京都府と十分に調整すること。
- 計画策定・進捗管理支援研修の内容例
 - ・地域包括ケア「見える化」システムの操作研修
 - ・地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能の活用方法
 - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等の分析手法
 - ・計画の目的と連動した適切な進捗管理を行うことができる数値指標（KPI）の設定
 - ・先進自治体の取組報告 等

(3) 京都府及び京都府内市町村の介護保険にかかるデータ分析・課題抽出

京都府全体及び京都府内各市町村の高齢者や介護保険に係るデータ等を収集・分析し、京都府及び京都府内市町村ごとの特徴や課題を明らかにすること。

- 実施にあたっては、事前打ち合わせを含め、京都府と十分に打ち合わせを行いながら進めること
- 京都府全体の分析とあわせて、高齢者健康福祉圏域別の分析や、市町村別の分析も行うこと。
- 京都府の特徴を分析する際、全国平均値との比較だけでなく、人口規模や高齢化率等が類似している府県との比較等、京都府の特徴が明らかになるよう、比較分析を行うこと。
- 主な分析項目の例
 - 下記「既存データソースの例」を参照のこと。
- 市町村からの調査結果データの収集は京都府が行う。
- 分析結果は市町村介護保険事業計画や京都府介護保険事業支援計画に活用できるよう、グラフ等を活用して、理解しやすいものとなるよう工夫すること。
- 必要に応じ、介護給付データや認定データ等のデータも活用して分析すること。
- 分析内容の詳細については、京都府と十分に調整すること。
- 既存のデータソースの例
 - 下記は例示であり、これに囚われず柔軟かつ積極的に必要なデータ・情報を収集すること。
 - ・地域包括ケア「見える化」システム【厚生労働省】
 - ・介護保険事業状況報告（年報・月報）（見える化システムへも実装）【厚生労働省】
 - ・介護保険制度の実施状況【京都府】
 - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（計画策定年の前年に実施）【市町村】
 - ・在宅介護実態調査（計画策定年の前年に実施）【市町村】

- ・要介護認定業務分析データ【京都府】【市町村】
 - ・地域ケア会議で抽出された地域課題【市町村】☆
 - ・要介護認定資料【市町村】☆
 - ・介護レセプト情報【市町村】☆
 - ・国保データベースシステム（KDB）【市町村】☆
 - ・京都府医療・介護・保健情報総合分析システム（直接利用不可）【京都府】☆ 等
- ☆…利用に市町村等の承諾が必要と考えられるデータ

4 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 京都府健康福祉部高齢者支援課
- イ 受託者の所在地
- ウ 京都府保健所
- エ 京都府内市町村役場及び支所等
- オ その他京都府が指定した場所

5 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、京都府の承諾を得たときはこの限りでない。

7 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめ、報告書を作成すること。なお、報告書の取りまとめに当たっては、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、検討経過等が明らかになるよう努めるとともに、本事業において得られた成果を今後も有効に活用できるよう資料整理し、今後の課題解決のために必要な事項等を明記すること。

(1) 最終報告

①報告書

- ・業務完了報告書（印刷物）10部（※カラーの場合はカラー印刷にて納品すること）
- ・分析の過程で得られた統計資料等のデータ
- ・上記データファイル（CD-R または DVD-R）2部

（報告書データファイルは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること）

②提出時期

- ・令和5年3月下旬

8 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に

従って業務を進めること。

- (2) 業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務における成果品及び中間成果物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、京都府に帰属するものとする。また、成果品は、京都府が作成するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は京都府と協議し、その指示に従うこと。